

入札監理小委員会における審議結果報告

国立研究開発法人 理化学研究所

マルウェア対策・WAF 機器の運用管理業務

理化学研究所のマルウェア対策・WAF 機器の運用管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

(1) 事業の概要

本事業は、理化学研究所において、利用者端末からの通信状況から研究所の情報および情報システム等に対するセキュリティ管理を行い、サイバーセキュリティ上の事故から守る事を目的とする。

事業の実施予定期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

(2) 選定の経緯

一者入札が続いている案件として、公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において、新規の事業として自主選定されたものである。

2. 市場化テストの実施に際して理化学研究所が行った取組について

市場化テスト導入に際し、事業主体が行った自主的な取組は以下の通りである。

- ・ 準備期間の延長（1ヶ月→2ヶ月）
- ・ 契約期間の複数年化（単年→2年）
- ・ 契約価格等の開示（過去3ヵ年分）
- ・ 入札参加グループでの参加を可能とした。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点①】

- ・ SLA 締結を必要としない考え方は何か。

【対応①】

- ・ 本件で求めるレベルにおいて、SLA の締結は不要と考える。
- ・ 意見を踏まえ、努力目標を止め、「クリティカルインシデントが想定される場合の通報時間を検知後 15 分以内」と規定し必須条件にした。

(実施要項 P3/27)

【論点②】

- ・ 入札参加資格に厳しすぎる項目はないか。また、最低価格落札方式を採用しており、入札参加資格で「・・・望ましい」の項目は技術点として評価できないため削除してはどうか。

【対応②】

- ・ 入札参加資格につき、見直しを実施した。「・・・望ましい」表記項目について

は3項目を削除し、1項目を必須項目とした。(実施要項 P6/27)

【論点③】

- ・情報開示において、契約金額の開示のみになっているが、他に情報開示項目はないか。

【対応③】

- ・メール通知件数、問い合わせ件数、作業件数の実績を追記した。

(実施要項 P15/27)

4. 意見招請の対応について

令和元年10月8日から10月29日まで実施された意見招請において、5者が実施要項を入手し、2者から21件の意見等が寄せられた。

語句の訂正および記載事項の明確化等が6件、入札資格要件の緩和3件の修正を行った。

(実施要項 P2, P3, P6, P12, P21, P24/27)

以上